

ご存じですか？ 上手な医療のかかり方

医療機関へのかかり方やお薬の種類等によって、医療費を節約できる場合があります。
医療費削減のため、皆様一人ひとりのご協力をお願いいたします。

1

かかりつけ医をもつ

職場や自宅の近くにかかりつけ医がいれば、健康状態を把握してもらえます。また、必要があれば専門医を的確に紹介してもらえます。

※紹介状なしで大病院(ベッド数200以上)を受診した場合、**特別料金**が加算される場合があります。

2

「時間外受診」を控える

診療時間外の受診は、「**割増料金**」がかかります。限られた検査や治療しかできず、改めて診療時間内に受診が必要となる場合があります。

緊急時以外は、診療時間内に受診しましょう!!

3

はしご受診を控える

「なかなか症状が良くならないから」等の理由から医療機関を転々とするのをはしご受診と言います。はしご受診をすると、その都度初診料などがかかり、再診と比較すると出費が多くなります。

また、検査、投薬が繰り返されるため身体への負担にもなります。

4

ジェネリック医薬品を選ぶ

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められているお薬です。

先発医薬品と比べ、開発期間やコストを大幅に抑えることが可能なため、先発医薬品と比べ3割から5割ほど安くなっています。



医療費の増加は健康保険料率の上昇にも影響します。
医療費の節約は、家計の節約だけでなく健康保険財政の改善にもつながりますので、ご協力をお願いします!!

問い合わせ先 ☎055-220-7750(企画総務グループ)



令和5年度の 「医療費のお知らせ」について

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年1回「医療費のお知らせ」を発行しています。

令和5年度の「医療費のお知らせ」は、主に令和4年10月から令和5年8月診療分までのものを、令和6年1月中旬から下旬に事業所様宛に送付いたします。「医療費のお知らせ」を確定申告の医療費控除に活用する場合、令和5年9月から12月診療分については、医療機関等からの領収書に基づき、ご自身で医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付する必要があります。領収書等の保管についてはご注意ください。

「医療費のお知らせ」の送付時期を可能な限り早めるため、令和5年度は「医療費のお知らせ」に記載する診療期間が変更になりますので、ご了承ください。

記載する診療期間

昨年度 主に令和3年10月から令和4年**9月**診療分まで

今年度 主に令和4年10月から令和5年**8月**診療分まで

問い合わせ先 ☎055-220-7753(レセプトグループ)

協会けんぽへの各種申請は郵送でお願いします！

健康保険給付関係

- 傷病手当金支給申請書
- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書
- 埋葬料(費)支給申請書
- 療養費支給申請書
- 高額療養費支給申請書
- 限度額適用認定申請書 等

任意継続被保険者関係

- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者被扶養者(異動)届 等

再交付関係

- 被保険者証再交付申請書
- 高齢受給者証再交付申請書 等

その他

- 第三者等の行為による傷病届

協会けんぽの給付の申請等のお手続きはすべて郵送でできます。
申請書はHPからダウンロードすることができますので、ご利用ください。
表面に記載されている協会けんぽ山梨支部の住所宛にお送りください。



申請書ダウンロード